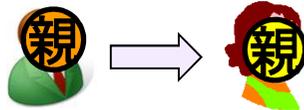


子の返還の実現方法の概要 (134条～143条)

相手方が返還命令に従わない場合

1 間接強制

間接強制の申立て (134条)



間接強制決定 (民執172条1項)

【例】〇月△日までに子を常居所地国に返還しないときは、1日あたり××円支払え。

財産の差押え (民執43条～167条)



- 間接強制では引渡し・返還の見込みがあるとは認められない (136条2号)
- 又は
- 子の急迫の危険を防止するため必要がある (136条3号)

間接強制決定確定後 2週間経過 (136条1号)

2 子の返還の代替執行

申立て (134条, 137条)

・子の返還を実施する適切な者を特定して申立て



審尋 (136条2項, 民執171条3項)

・原則として他方の親からの事情聴取

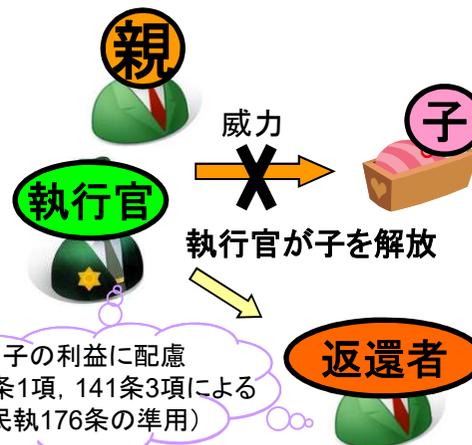


授權決定 (138条, 139条)

・子の返還を実施する者(例: 申立人の子の親族)を指定



子の解放 (140条による民執175条の準用)



子の返還 (141条)

